

2024年3月8日

独立行政法人情報処理推進機構オープンカウンター方式実施要領

1. 目的

この要領は、独立行政法人情報処理推進機構（以下「当機構という。」）が実施するオープンカウンター方式により、物品の調達、印刷の製造、その他の契約（以下「物品調達等」という。）の見積合わせを行う場合の取扱について、以下のとおり必要な事項を定める。

2. 定義

オープンカウンター方式とは、見積りの相手方を特定することなく見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

3. 契約保証金

契約保証金は全額免除する。

4. 参加資格

見積合わせに参加することができる者は、次に掲げる事項に該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造」、「物品の販売」または「役務の提供等」で関東・甲信越地域の資格を有する者であること。
- (4) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止処分等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり、指名を行わないこととした者に該当しない者

5. 契約条項の合意

見積参加者は、契約書の作成又は請書の提出の有無にかかわらず、次に記載の契約条項に合意のうえ、見積合わせに参加するものとする。

- (1) 物品購入の場合

独立行政法人情報処理推進機構売買契約心得

6. 見積書等の提出方法等

(1) 見積書の提出について

本実施要領及び仕様書等を熟読のうえ、オープンカウンター公示書に記載の提出期限内に当機構財務部少額随契グループ宛てに電子メールまたは郵送にて見積書を提出するものとする。

(2) 見積金額について

見積書の様式は任意とし、見積もった金額（事業の実施に必要な経費のほか、最低賃金の改定等に要する費用を含む）の「税抜き価格」、「消費税額」及び「税込み価格」を記載すること。（当該合計金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）ただし、提出に当たっては、「品名（型番含む）・単価・数量・金額」の項目を必ず記載すること。

(3) 上記のほか、追加で必要な事項についてはオープンカウンター公告によるものとする。

7. 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- (1) 提出期限までに到着しない見積
- (2) 見積に参加する資格を有しない者による見積
- (3) 記名を欠く見積
- (4) 金額を訂正した見積
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積
- (6) 見本等の事前確認が必要な見積にあつては、事前確認をした旨の登録が無い者による見積
- (7) 見積書の他、オープンカウンター公示書で指示する提出物の提出が無い者による見積
- (8) その他、連合による見積、暴力団に関与する者による見積など、不適切と認められる見積

8. 契約の相手方の決定

- (1) 有効な見積を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積を行った者を契約の相手方とする。結果については、参加者全員に通知する。
- (2) 契約の相手方となるべき最低価格の見積を提出した者が2者以上あるときは、直ちに当機構の契約事務に関係のない職員にくじを引かせ決定するものとする。

9. 契約の締結

契約書の作成又は請書の提出の有無は契約相手方を決定した後に決定するものとし、契約者はそれに応じるものとする。

10. その他

- (1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、全て見積合わせに参加する者が負担する。
- (2) 都合により見積合わせ後に物品調達等を取りやめることがある。
- (3) 契約の相手方を決定するため、見積合わせの参加者に対して追加資料の提出を求める場合があるので、これに従うこと。
- (4) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) その他の手続きについては、一般競争の手続きを簡略化して準用するものとする